

# さめき水田営農だより

## 農業者戸別所得補償制度

# 「産地資金(暫定)」の概要をお知らせします!



## 国から本県への産地資金の 配分予定額が決まりました!

国からの配分は、

- ① 昨年度の各県への配分額と同程度とすることを基本とし、
- ② 24年産米の本県への生産数量目標が減少したことから増額するという考え方により、次の金額で配分が予定されています。

平成24年度 産地資金配分予定額	平成23年度 産地資金配分額	増減
2億8,400万円	2億7,200万円	1,200万円の増

## 活用方法の基本的考え方 (平成23年度と同)

### ● 主な活用方法は、地域の実情や意向を踏まえつつ、県域で設定

- ① 生産調整の円滑な推進
- ② 担い手の経営安定による水田農業の維持・発展
- ③ 本県特産品である「さめきうどん」等の原料となる「麦類」の生産振興
- ④ 主な産地を形成している園芸作物の重点的な生産振興

### ● 地域特産物の生産に配慮し、資金枠の一部を地域へ配分

具体的な活用方法は次のページから

## 留意事項

- ① 国との正式協議は5月以降に行われることとなっており、国の指導などにより、各助成・加算措置の助成要件の変更や単価が増減する場合があります。
- ② また、国の承認を得られた以降も、作物別の作付実績により、資金枠が不足した場合、助成単価が減額調整される場合があります。
- ③ 要件等は概要を示したものです。

## 1 新規需要米生産加算

主食用米の生産数量目標の減少や農業者の水稻の作付意向を考慮し、生産調整の円滑な推進や農地の有効活用の観点から加算

### 【加算対象者】

販売目的で生産した販売農家・集落営農組織

### 【対象作物】

新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲）

### 【加算対象面積】

新規需要米の作付面積

### 【加算単価】

12,000円/10a

### 【留意事項】

右表の「新規需要米の生産性向上のための技術等メニュー」のひとつ以上に取り組んでいること



### 新規需要米の生産性向上のための技術等メニュー

1. 専用品種の利用  
(畜産業者等と直接契約する場合)
2. 直播栽培
3. 田植え同時防除
4. 側条施肥の実施
5. 高度施肥管理  
生育診断に基づく追肥施用等
6. 共同乾燥調製施設の利用

**飼料用米**の  
取り組み方法は4ページ



## 2 麦担い手集積加算

担い手（集落営農組織、認定農業者）の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した麦生産を確保するために加算

### 【加算対象者】

販売目的で生産した集落営農組織・認定農業者

### 【対象作物】

小麦、はだか麦、種子麦

### 【加算対象面積】

平成24年産の麦類(二毛作を含む)の作付面積  
※畑での種子用麦の作付面積は除く。

### 【加算単価】

3,000円/10a  
(集落営農組織(任意組織)、認定農業者)  
5,000円/10a  
(法人格を有する場合)

### 【留意点】

畑(これまで助成対象外であった田を含む)の交付を受ける場合は、下表の「麦類の生産性向上のための技術等メニュー」のひとつ以上に取り組んでいること

### 畑での麦類の生産性向上のための技術等メニュー

1. 土地利用集積  
加算対象者自らが生産する麦類の合計面積が50a超であること
2. 土壌改良(たい肥の導入・活用を含む)
3. 耕うん同時施肥播種栽培
4. 高度施肥管理  
生育診断に基づく追肥の施用等
5. 営農排水対策  
事前浅耕、明渠、畝立て、土入れなど
6. 共同乾燥調製施設の利用

## 3 麦作拡大加算

実需者ニーズに即した効果的な生産拡大に向けて加算

### 【加算対象者】

販売目的で生産拡大した販売農家・集落営農組織

### 【対象作物】

小麦、はだか麦、種子麦

### 【加算対象面積】

平成23年産から24年産の麦類(二毛作を含む)の作付拡大面積  
※畑での種子麦の作付面積は除く。

※集落営農組織を脱退して作付けをした場合などは、拡大面積の算定にあたり、23年産の実績を考慮

### 【加算単価】

11,000円/10a

### 【留意点】

畑(これまで助成対象外であった田を含む)の交付を受ける場合は、上表の「麦類の生産性向上のための技術等メニュー」のひとつ以上に取り組んでいること



## 4 大豆担い手集積加算

担い手（集落営農組織、認定農業者）の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した大豆生産を確保するために加算

### 【加算対象者】

販売目的で生産した集落営農組織・認定農業者

### 【対象作物】

白大豆、黒大豆

### 【加算対象面積】

平成24年産の白大豆(二毛作を含む)、黒大豆(表作のみ)の作付面積  
※畑での黒大豆の作付面積は除く。

### 【加算単価】

3,000円/10a(集落営農組織、認定農業者)



### 畑での大豆の生産性向上のための技術等メニュー

1. 中耕培土の2回以上の実施
2. 「汎用型コンバイン」又は「バインダー」の利用
3. 耕起・施肥・播種の同時施行技術の実施
4. 子実等水分測定による適期収穫の実施
5. 畝間灌水の実施
6. 病害虫発生予察に基づく効率的防除の実施
7. 無人ヘリコプターによる防除の実施

## 5 主要園芸品目助成

主要な園芸(野菜)品目(産出額上位9品目)の産地の活性化に向けて助成

### 【助成対象者】

販売目的で生産した販売農家・集落営農組織

### 【助成対象面積】

平成24年産の9品目(下表)の水田における作付面積

### 【対象作物および助成単価】

対象園芸(野菜)品目	助成単価
ブロッコリー アスパラガス	15,000円/10a
青ネギ イチゴ キュウリ	13,000円/10a
レタス トマト(ミニトマトを含む)	10,000円/10a
ニンニク	8,000円/10a
タマネギ(採種・母球を含む)	5,000円/10a



## 6 地域特産物助成等

地域の裁量により、地域特産物等の生産安定に向けて助成

詳細は、各地域農業再生協議会へご確認ください。



### 産地資金の留意事項

- ① 国との正式協議が5月以降に行われることとなり、国の指導などにより、各助成・加算措置の助成要件の変更や単価が増減する場合があります。
- ② また、正式協議後も、作物別の作付実績により、資金枠が不足した場合、単価が減額調整される場合があります。

### ○内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課  
香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-825-2503

TEL:087-832-3418

### □農業者戸別所得補償制度に関するお問い合わせ先

中国四国農政局 高松地域センター(戸別所得補償チーム)

TEL:087-831-8185

### □飼料用米の生産についてのお問い合わせ先

香川県農業協同組合(本店)農産課

TEL:087-818-4104

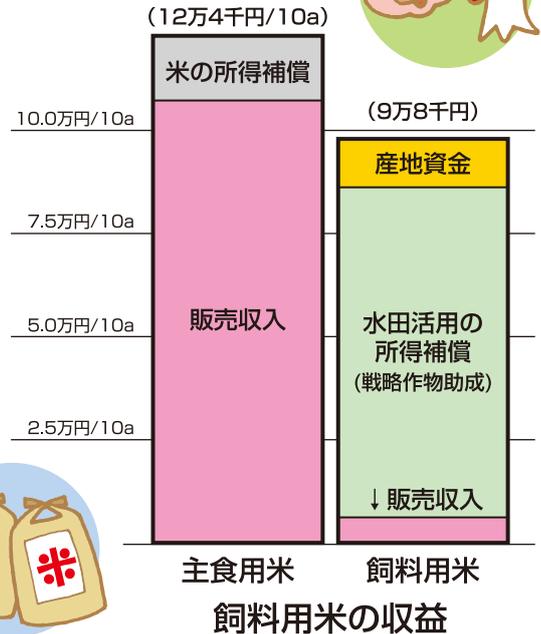
# 飼料用米の生産について

飼料用米とは、米の生産数量目標の外枠(転作作物)として作付けできる水稲のうち、  
「**飼料用に流通する新規需要米**」です。



## 飼料用米のメリット

- 生産調整(転作面積)として扱われます。
- 「水田活用の所得補償交付金」**8万円/10a**  
「産地資金(新規需要米生産加算)」**1万2千円/10a**  
の対象品目です。
- 排水不良田でも作付けが可能であり、調整水田等の**不作付地の解消にも有効**です。
- 田植えから収穫まで**主食用米と同じ栽培方法**で  
取り組みやすい品目です。
- 新たに農機具に投資する必要がありません。



## 取組みにあたっての留意点 (交付金の主な交付条件、取組方法)

- **交付金の交付を受けるための主な要件**
  - J A や畜産業者などとの播種前契約の締結
  - 契約数量の全量を確実に出荷
  - 取組計画書などの書類の提出
  - 1 a 以上の作付け



注) 平成23年産での試算。  
主食用米の米価変動補てん交付金は、  
3月末までの全国の平均米価によっ  
て、交付の有無が決定されます。

## ○飼料用米には2つの取組方法があります

### ① J A に出荷する場合

- ・ 出荷契約単位：30kg袋単位(最少単位：2袋)
- ・ 管理方法：主食用米と同じ品種で、播種～収穫・乾燥調製まで一括管理
- ・ 出荷方法：倉前出荷またはカントリーエレベーター\*

\*カントリーエレベーターを利用する場合は各施設の取扱い品種に限ります。  
J A で、出荷米から飼料用米に振り分け処理をします。

## J A 倉前出荷の飼料用米の調製・品質基準

- **1.7mm以上のふるい目での調製が必要です**  
未調製状態での出荷・ふるい下米での出荷はできません。
- **J A の飼料用玄米自主規格**

水分	異種穀粒			異物
	もみ	麦	もみ及び麦を除いたもの	
15.0% 以下	1.0% 以下	0.7% 以下	1.0% 以下	0.6% 以下

\*「形質」を除く3等米以上の品質基準に相当します。

### ○出荷時に J A で品質を確認します

上記基準を満たしていることについて、出荷時に J A の担当職員が品質確認を実施します。

### ②畜産業者などと契約し直接販売する場合

畜産業者などとの契約で定める主食用米以外の品種で生産し、収穫及び乾燥調製も主食用と別管理する方法で、一筆単位で生産するほ場の特定が必要です。